

芝山剣友会会則

施行 昭和 58 年 4 月
改訂 平成 26 年 4 月
改訂 平成 31 年 4 月

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、芝山剣友会と称する（以下「本会」という）。

第 2 条 本会は、事務局を会長宅に置く。

第 2 章 目 的

第 3 条 本会は、剣道を通じて心身を錬磨し、物事の基本を大切にする心を養い、礼節を重んじ、友達と仲良くする人間を育てることを目的とする。

第 3 章 会 員

第 4 条 会員とは、本会会則の趣旨に賛同し協力できる者で、入会申込書を提出し会費を納入した者をいう。

② 本会の会員であった中学・高校・大学の学生（専門学校生等も含む）は、届け出により準会員とすることができる。準会員の会費は免除する。

第 5 条 本会は、会員およびその保護者ならびに指導部で構成する。

② 会員は、本会が別に定める会員の義務を遵守しなければならない。

第 6 条 退会は本人の自由とし、退会届を提出することにより、退会することができる。

第 4 章 役 員 会

第 7 条 本会に役員会を置き、次の役員で構成する。

会長 1 名 副会長 若干名 理事長 1 名

副理事長 若干名 理事 若干名 指導部員

第 8 条 本会に、役員職務の執行を監査するため、監事若干名を置く。

第 9 条 本会の役員および監事は、会員およびその保護者ならびに指導部の中から、総会において選任し、任期を 1 年とする。ただし、役員および監事の再任は妨げない。

第 10 条 役員および監事は、次の職務を執行する。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長職を代行する。
3. 理事長は、理事を代表して会務を執行する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、会務を代行する。
5. 理事は、会の運営に当たり、議事の決定を行い、会務を執行する。
6. 指導部員は、剣道および剣道に付随した指導・教育を行う。
7. 監事は、業務および会計の監査を行う。

第 5 章 会 議

第 11 条 本会の最高決定機関は総会とし、会員およびその保護者ならびに指導部で構成する。

- ② 総会は定期総会および臨時総会とし、定期総会は毎事業年度終了後 2 ヶ月以内、臨時総会は会員の三分の一以上の要求があったとき、または役員会が必要と認めたときに、それぞれ会長が招集する。

第 12 条 総会の決議事項は以下のとおりとする。

1. 役員を選任
2. 会費金額の決定
3. 事業計画の承認
4. 予算・決算の承認
5. 本会会則の改廃
6. その他役員会が必要と認めた事項

第 13 条 役員会は、本会会則第 12 条を除き、すべての事項を決議し執行する。

第 14 条 本章に定める会議は、定刻までに出席した会員およびその保護者ならびに指導部をもって定足数とし、決議は本会会則第 29 条および第 31 条を除き出席者の過半数で決定する。

第 6 章 年度および会計

第 15 条 本会の経費は、会員の会費および本会に対する寄付金・賛助金をもって充当する。

- ② 役員会は、毎年予算を作成し、総会に提案する。
- ③ 会費金額は、総会において決定し、一旦徴収した会費はいかなる理由があっても返還しない。
- ④ 会費は別表に定める。

第 16 条 事故等の事情により休会する場合は、役員会に諮り免除することができる。

第 17 条 本会の事業会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 指 導 部

第 18 条 本会に、会員に対する剣道および剣道に付随した指導・教育を行うため、指導部を置く。

第 19 条 指導部に、指導部を統括する指導部長を置く。

- ② 指導部長は、指導部の中から会長が任命する。

第 20 条 指導部は、会員に対する指導を円滑に行うため、指導部則を定める。

第 21 条 指導部員は、指導部則に基づき指導部長が会員の中から選任する。

第 8 章 稽 古・行 事

第 22 条 本会の稽古は、原則として毎週土曜日および日曜日とする。

第 23 条 稽古以外に試合・進級審査および本会主催の行事等を行うことがある。

また、他の剣道団体が主催する行事等に参加させることがある。

第9章 禁止行為

第24条 本会において、会員およびその保護者は、政治的活動、宗教的活動または特定の団体等の活動ならびに業を行うために、本会の組織を利用してはならない。

第25条 本会の役員および会員ならびにその保護者は、奉仕精神に徹し、報酬を要求しまたは報酬を得てはならない。

第26条 会員およびその保護者は、本会における稽古中または本会が主催する行事・試合・道場への往復路等における会員の事故・受傷等について、本会および役員に対し、その損害賠償を請求してはならない。

第10章 賞罰

第27条 本会は、会員ならびに関係者に善行・功労ありたるとき、これを表彰する。

第28条 正当な理由なく6ヶ月以上会費を未納した者は、本会を退会したものとみなす。

第29条 本会は、以下の事項に該当する者に対して、総会に諮りその三分の二以上の賛成をもってその者を除名する。

1. 本会の名誉を著しく毀損した者
2. 本会則に違反し、かつ、会員ならびにその保護者としての義務を著しく怠った者
3. 本会会則第24条から第26条に違反した者

第11章 付則

第30条 会員の保護者は、本会の運営に積極的に協力するとともに、本会の主催する行事等における会員の事故防止をはからなければならない。また、会員の道場等への往復は、保護者が同行し送迎するものとする。

第 31 条 本会則は、総会で出席者の三分の二以上の賛成により承認された日から効力を生じる。

別 表

幼児	毎月	500 円
小学生	毎月	1000 円
一般	毎月	1000 円
指導部	年会費	6000 円
準会員 中学、高校生、大学生で 小学生からの継続会員	会費	無料
スポーツ傷害保険 会員全員	年	800 円～1850 円

付 則 (平成 31 年 4 月 14 日)

この一部改正案は、会員総会において承認後直ちに施行する。